

障支第2522-1号
令和8年3月27日

各障害者支援施設 施設長 様
各障害福祉サービス（通所）事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
平 明夫（公印省略）

令和8年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和8年4月分の「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」）」
の提出について、下記のとおりお願いします。

記

1 対象施設・事業所

（1）提出必須のサービス

就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費は、利用定員、人員配置及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法」（スコア告示）により算出する評価点（スコア）の区分に応じ算定されます。算定区分はスコアの詳細と併せて、毎年度県に提出する必要があるため、前年度から変更がない場合であっても、届出をお願いします。

（2）上記（1）以外のサービス

体制状況等一覧（別紙1）の内容に変更がある場合のみ、体制届を御提出ください。

※前年度中に県へ届出済みの体制状況から変更のない事業所は、届出不要です。

勤務形態一覧表上の職員変更があっても、人員配置区分が同じ場合は届出不要です。

2 提出期限

令和8年4月15日（水）申請完了

なお、本通知に基づく4月分の届出を除き、体制届の締切は以下のとおりです。

- ・新たに加算を算定（追加）する等、単位数が増加する場合

→毎月15日までの届出完了で、翌月のサービス提供分から適用開始

例：6月サービス提供分（7月請求）の加算は、5月15日までに届出

- ・加算要件を満たさなくなった等、単位数が減少する場合

→直ちに届出、要件を満たさなくなった月から適用開始

例：5月分の人員不足が6月に判明した場合、5月サービス提供分から適用開始

3 提出書類

【共通で提出するもの】

- ①様式第5号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
※変更事項を特記事項欄に記入しきれない場合、別紙に記入して御提出ください。
- ②別紙1 介護給付費等の算定に係る体制状況等一覧
- ③勤務形態一覧表（令和8年4月分）
※サービスごとの表となったため、様式第5号とは別のファイルです。

【必要に応じて提出するもの】

- ④別紙3～ 各サービスの基本報酬、加算に係る別紙等

4 提出方法（電子申請システム）

以下の電子申請システムURLからPDFファイルをアップロードしてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62111

※ファイル名は「事業所番号+事業所名+体制届」としてください。

例) 事業所番号が1111234567、事業所名が「生活介護事業所さいたまっち」の場合、
ファイル名は「111123456 生活介護事業所さいたまっち体制届」としてください。

※ファイルは1つのPDFファイルにまとめてください（添付書類も含む）。

※利用者登録は不要で、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から申請できます。

5 留意事項

(1) 御提出いただいた体制届の内容は、そのまま登録されます。記載漏れや誤りがあると、正しい給付費の請求ができませんので御注意ください。

様式第5号は、異動年月日や特記事項（変更内容）を含め、すべての欄に御記入ください。なお、特記事項欄に変更事項を記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

<記入例>

| 届出を行う事業所・施設の種類 | 同一所在地において行う事業等の種類 | 実施事業 | 指定年月日 | 異動等の区分 | 異動年月日 | 異動項目 (※変更の場合) |
|----------------|-------------------|------|--------|----------------|----------------|------------------|
| | 介護給付 | 療養介護 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | |
| 訓練等給付 | 生活介護 | ○ | R2.4.1 | 1 新規 2 変更 3 終了 | R5.12.1 | 福祉専門職員配置等加算 |
| | 短期入所 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 施設入所支援 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 自立訓練(機能訓練) | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 自立訓練(生活訓練) | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 宿泊型自立訓練 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 就労移行支援 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 就労継続支援A型 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 就労継続支援B型 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| | 就労定着支援 | | | 1 新規 2 変更 3 終了 | | |
| 特記事項 | 変更前 | | | 変更後 | | |
| | 福祉専門職員等配置加算なし | | | 福祉専門職員配置等加算 I | | |

(2) 「別紙1 介護給付費等の算定に係る体制状況等一覧」について

体制状況一覧は、該当「なし」の場合にも、「なし」であることがわかるようご記入ください。記入方法は該当する箇所に○囲いをする方法でも、該当しない項目を削除する方法でも、どちらでも差し支えありません。

(例) なしを選択する場合

| | | |
|------|---------------|---------|
| 〇〇加算 | 1 なし | } いずれも可 |
| 〇〇加算 | 1 なし 2 I 3 II | |

(3) 前年度の平均利用者数について

前年度の平均利用者数に応じて、人員配置の必要数が変わります。今年度から人員欠如となっていないか、加算の要件を満たしているか、必ず確認してください。

前年度の平均利用者数は、令和7年4月から令和8年3月末までの、延べ利用者数（見込可）を開所日数で割って算出します。見込誤りにより単位が下がる場合には、後日修正を届け出てください。

6 利用日数の特例の適用を受ける施設・事業所について

令和7年度に利用日数に係る特例の適用を受ける場合は、体制届に『利用日数に係る届出書』を添付して御提出ください。

7 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得について

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算等を新たに算定する場合（区分変更含む）

新たに算定する場合及び加算区分を変更する場合は、令和8年度分の処遇改善計画書と体制届の両方の提出が必要です。処遇改善計画書と体制届は提出する電子申請フォームが異なりますので、それぞれに御提出ください。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算等を同じ区分で継続して算定する場合

同じ区分で継続して算定する事業所は、令和8年度分の処遇改善計画書の提出が必要です。処遇改善加算以外の各種加算に変更が生じない場合で、「(1) 提出必須のサービス」にも該当しない事業所は、体制届の提出は不要です。

令和8年度の処遇改善計画書様式は、以下のページに掲載します。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

令和8年度の処遇改善計画書の提出締切は令和8年4月15日（水）です。

提出前に体制届と計画書の加算区分が一致していることを必ず確認してください。

8 令和8年度報酬改定に伴う届出について

(1) 就労継続支援B型サービス費：令和8年6月から、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の基本報酬区分が変わります。新たな報酬区分については後日再度の届出をお願いしますので、今回は4月から5月の区分を届け出てください。

(2) 就労移行支援体制加算：就労移行支援体制加算の別紙につきましては、国の様式改正に伴い、近日中に差し替えを行う予定です。今のところ様式変更に伴う再度の届出をお願いする予定はありませんので、現行の別紙をお使いください。

担 当：施設支援担当

電 話：048-830-3314

FAX：048-830-4783